

足柄広域新モビリティサービス推進協議会事務局規約（案）

（趣旨）

第 1 条 この規約は、足柄広域新モビリティサービス推進協議会設置要綱第 7 条に規定する足柄広域新モビリティサービス推進協議会（以下「協議会」という。）の事務局の組織、運営等について必要な事項を定める。

（所掌事務）

第 2 条 事務局は、次の掲げる事務を所掌する。

- （1）協議会の会議に関する事務
- （2）協議会の資料作成に関する事務
- （3）協議会の庶務に関する事務
- （4）前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事務

（職員）

第 3 条 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

- 2 事務局長には、松田町政策推進課長をもって充てる。
- 3 事務局員には、松田町政策推進課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- （1）事務局の運営に関する事。
- （2）物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関する事。
- （3）物品及び現金の出納に関する事。
- （4）前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

（文書の取扱い）

第 5 条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、松田町において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第 6 条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、松田町において定められている公印の取扱いの例による。

（委任）

第 7 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 3 年〇月〇日から施行する。

別表（第6条関係）

名 称	形 状	書 体	寸 法	用 途	個数	管 理 者
足柄広域新モ ビリティサー ビス推進協議 会会長印	足 柄 広 域 新モビリテ ィサービス 推 進 協 議 会 会 長 印	てん書	22 ㉼×22 ㉼	会長名をもって 発する文書	1	事務局長